

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 8 号
発行日 令和 8 年 6 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- ・ 公金収納事務委託に関する告示
(市民協働課)・・・1
- ・ 地縁団体変更告示 (和木町自治会)
(市民協働課)・・・2
- ・ 地縁団体変更告示 (釜輪町自治会)
(市民協働課)・・・3
- ・ 地縁団体変更告示 (延近自治会)
(市民協働課)・・・4
- ・ 地縁団体変更告示 (下村自治会)
(市民協働課)・・・5
- ・ 地縁団体変更告示 (大石自治会)
(市民協働課)・・・6
- ・ 地縁団体変更告示 (川糸町自治会)
(市民協働課)・・・7
- ・ 地縁団体変更告示 (夕陽ヶ丘町自治会)
(市民協働課)・・・8
- ・ 綾部市予防接種事故災害補償規程の一部改正
(保健推進課)・・・9
- ・ 令和 8 年度綾部市総合教育会議招集告示
(学校教育課)・・・10
- ・ 綾部市総合教育会議設置要綱の一部改正
(学校教育課)・・・11

- ・ 令和 8 年度綾部市国民健康保険料の料率告示
(市民・国保課)・・・12
- ・ 地縁団体変更告示 (戸奈瀬町自治会)
(市民協働課)・・・13
- 公 告
- ・ 令和 8 年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域図の縦覧について
(下水道課)・・・14
- ・ 綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザルの実施について
(企画政策課)・・・16
- ・ 第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について
(障害者支援課)・・・45
- ・ 中学校空調設備改修工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式) について
(監理課)・・・62
- ・ 小学校空調設備改修工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式) について
(監理課)・・・72
- ・ 浄化槽設置工事その 1 条件付一般競争入札について
(監理課)・・・83
- ・ 公示送達
(市民・国保課)・・・96
- ・ 住民票職権消除者公告
(市民・国保課)・・・97
- ・ 綾部市立病院東館真空式温水ヒータ更新工事条件付一般競

争入札について	
	(監理課) . . . 98
○教育委員会告示	
・令和8年度第2回綾部市教育 委員会会議招集告示	. . . 108
○選挙管理委員会告示	
・綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数	. . . 109
・綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数	. . . 110
・合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数	. . . 111

綾部市告示第 1 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社	京都府綾部市駅前通り東石ヶ坪 1 1 番地の 4
綾部大島郵便局	京都府綾部市大島町二反田 7-2
綾部岡安郵便局	京都府綾部市岡安町大道 15 - 1
綾部本町郵便局	京都府綾部市若竹町 12-2
綾部郵便局	京都府綾部市幸通り 5
梅迫郵便局	京都府綾部市梅迫町上町 7-3
奥上林郵便局	京都府綾部市故屋岡町大道 16
吉美郵便局	京都府綾部市里町大阪 4 - 5
口上林郵便局	京都府綾部市十倉名畑町折紙田 19-3
志賀郷郵便局	京都府綾部市志賀郷町北町 2 - 1
豊里郵便局	京都府綾部市栗町土居ノ内 44 - 4
物部郵便局	京都府綾部市物部町濁渕 13
八津合郵便局	京都府綾部市八津合町岸ノ下 33-1
山家郵便局	京都府綾部市鷹栖町豊後田 8

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

あやべ市民バス回数乗車券、一日乗車券、定期乗車券の販売代金

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日

5 公金事務の委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 1 1 2 号

地縁による団体「和木町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市和木町和木成 5 9 番地 和 久 良 之 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 2 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 3 号

地縁による団体「釜輪町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市釜輪町乙味井根ノ上 4 0 番地 木 下 義 行 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 2 6 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 4 号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町花ノ木 1 番地 相 根 良 孝 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 5 号

地縁による団体「下村自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市於与岐町田和 1 9 番、2 0 番合地 吉 崎 尚 之 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 6 号

地縁による団体「大石自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町大石 2 9 番地 稲 葉 光 規 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 7 号

地縁による団体「川糸町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市川糸町丁畠 3 番地 村 上 元 宏 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 8 号

地縁による団体「夕陽ヶ丘町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市岡町下山 2 7 - 1 2 高 尾 章 広 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 9 号

綾部市予防接種事故災害補償規程（平成 2 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 4 条第 2 号ア中「4, 8 0 0 万円」を「4, 9 5 0 万円」に改め、同号イ中「4, 8 0 0 万円」を「4, 9 5 0 万円」に、「3, 1 9 6 万円」を「3, 2 9 6 万円」に、「2, 4 3 9 万 9 千円」を「2, 5 1 6 万 3 千円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 9 日から施行し、改正後の綾部市予防接種事故災害補償規程の規定は、同年 4 月 1 日以降に発見された事故から適用する。

綾部市告示第 1 2 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 条の 4 の規定により、令和 8 年度綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

- 1 日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午後 3 時から
- 2 場 所 綾部市役所 委員会室
- 3 協議事項
（1）第 4 次綾部市教育大綱（案）について

綾部市告示第 1 2 2 号

綾部市総合教育会議設置要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 4 条第 1 項中「し、その議長となる」を「する」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 2 2 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 3 号

令和 8 年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）第 1 5 条第 3 項、第 1 5 条の 6 の 5 第 3 項、第 1 5 条の 1 1 第 3 項並びに第 1 5 条の 1 6 第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

区 分	賦 課 対 象	料 率			
		基礎賦課額	後期高齢者支援 金 等 賦 課 額	介護納付金 賦 課 額	子ども・子育て支援 納付金賦課額
所 得 割	賦 課 基 準 額	8 . 1 3 %	2 . 8 4 %	2 . 7 4 %	0 . 3 9 %
被保険者均等割	被保険者 1 人 当たり年額	3 1 , 6 0 0 円	1 1 , 1 0 0 円	1 6 , 4 0 0 円	1 , 5 2 0 円
未就学児均等割	未就学児 1 人 当たり年額	1 5 , 8 0 0 円	5 , 5 5 0 円		
1 8 歳以上均等割	1 8 歳以上 被保険者 1 人 当たり年額				8 0 円
世 帯 別 平 等 割	1 世帯当たり 年額	2 0 , 1 0 0 円	7 , 2 0 0 円	6 , 1 0 0 円	9 4 0 円

綾部市告示第 1 2 4 号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市戸奈瀬町四ツ町 8 別 所 秀 樹 に変更する

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市公告第 5 8 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 4 条の規定により、令和 8 年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 7 日

綾部市長 四 方 源太郎

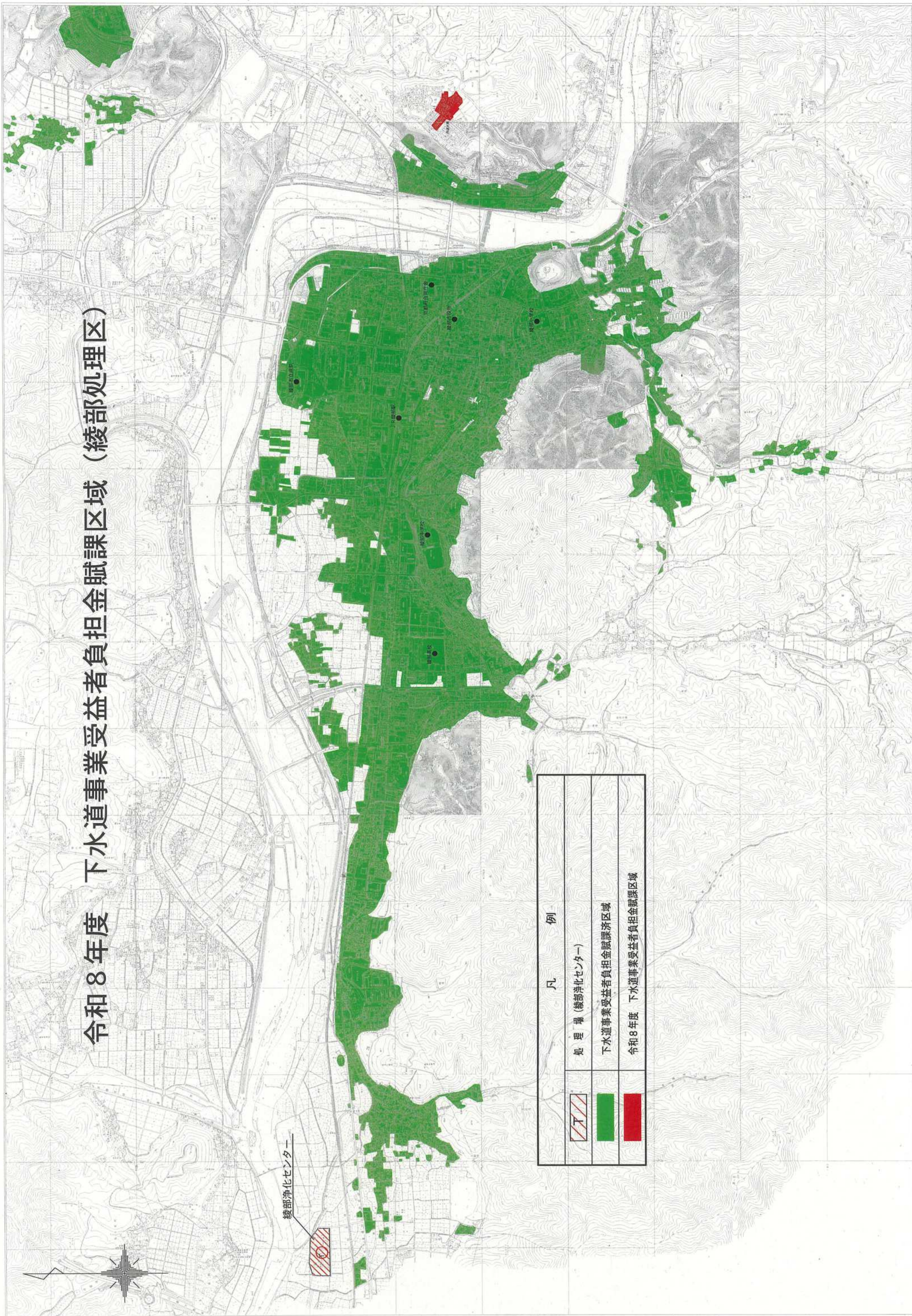
1 賦課対象区域

味方町の一部

2 賦課対象区域図

別図のとおり

令和8年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）



凡 例	
	処 理 場（綾部浄化センター）
	下水道事業受益者負担金賦課区域
	令和8年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

綾部市公告第 5 9 号

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 8 年 5 月 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

本市の綾部市ふるさと納税事務代行業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

綾部市企画総務部企画政策課

1 趣旨・目的

この要領は、綾部市ふるさと納税事務代行業務委託の公募型プロポーザル方式による委託先の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

綾部市は、ふるさと納税を通じて、綾部市を応援していただける方々を募るとともに、綾部市の魅力発信及び地域産業の活性化を図っているところである。

今後、ふるさと納税の利用拡大を図る上で、魅力あふれる返礼品のさらなる拡充、ふるさと納税ポータルサイトの活用による発信力強化、返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援などが求められている。

このため、ふるさと納税に関する事務を、事業者等に委託することで、綾部市の地域の魅力を十分に理解した PR や返礼品企画開発、また、返礼品提供事業者の支援体制の構築など、ふるさと納税制度を通じた地域産業の活性化を目指すものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 綾部市ふるさと納税事務代行業務
- (2) 業務内容 「綾部市ふるさと納税事務代行業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降の契約更新等については、本契約に係る業務実績等を踏まえ再度協議するものとする。

- (4) 委託料の見積限度額

寄附金額の7%（消費税及び地方消費税を除く。）

※寄附金額には「さとふる」及び「Yahoo!ふるさと納税（Yahoo!JAPAN 直営店を指す。）」経由、ふるさと納税ポータルサイト以外経由（窓口、電話、メール、FAX）の寄附は含めない。

※当該委託料には、返礼品の調達費用及び発送費用、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。

3 提案内容

綾部市ふるさと納税事務代行業務の実施にあたり、以下の項目で企画提案内容を作成すること。

①業務実施体制

- ・会社概要・会社方針
- ・会社の事業実績
- ・業務遂行能力
- ・綾部市への協働・伴走意識

②企画提案内容

- ・ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針
- ・返礼品の開拓、開発、管理
- ・返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集
- ・事業者支援（農業生産者や伝統産業分野など小規模事業者へのサポート体制）
- ・仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案
- ・見積金額

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（１）地域特性を生かした業務運営能力

本応募の趣旨を十分に踏まえ、綾部市の地域特性を生かしたふるさと納税業務を運営できるものであること。

（２）過去３年以内の同様業務実績

過去３年以内（令和５年４月１日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 4 への非該当性

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する競争入札参加資格を有しない者（例：破産者、暴力団員、公金の横領者等）に該当しないこと。

（４）民事再生法・会社更生法に基づく手続

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（５）納税状況

国税等の滞納をしている者でないこと。

（６）指名停止措置

企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（７）暴力団排除

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

- ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（８）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体

公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和 8 年 5 月 8 日（金）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和 8 年 5 月 18 日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和 8 年 5 月 25 日（月）	質 問 書 回 答 期 限	ホームページ
令和 8 年 6 月 1 日（月）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和 8 年 6 月 5 日（金）	一 次 審 査 結 果 通 知	郵送（応募者が <u>6 者以上</u> あった場合のみ）
令和 8 年 6 月 5 日（金）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和 8 年 6 月 12 日（金）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市役所
令和 8 年 6 月 23 日（火）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送、ホームページ
令和 8 年 6 月末	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 質問・回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、綾部市から回答する。

(1) 提出書類

質問書（様式第 6 号）

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日（月）午後 5 時【必着】

(3) 提出方法

電子メールによる（※受け付け確認後、電子メールで返信します。）

(4) 提出先

「8 応募書類、（4）提出期限及び方法等、ウ 提出先」と同じ。

(5) 回答方法

提出された質問に対する回答は綾部市ホームページ上に掲示する。個別には回答しない。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

(6) 回答期限

令和 8 年 5 月 25 日（月）

8 応募書類

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第 1 号）

②企画提案書等届出書（様式第 2 号）

③業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第 3 号）

④企画提案書（任意様式 A3 版横もしくは A4 版）

⑤価格提案書（任意様式）

- ・宛先は綾部市長とし、提案者の所在地、事業者名、代表者名を記載し、社印を押印すること。
- ・具体的な積算根拠を示し、見積もりにあたっては寄附額あたりのパーセントを記入すること。
- ・ポータルサイト及び寄附 1 件当たりの寄附額に応じて割合が異なる場合は、それぞれに応じてパーセントを明記すること。
- ・寄附歩合額以外の固定費がある場合には積算内容に記載すること。
- ・実費請求の場合はその旨を記載すること。
- ・見積内容については「2 業務概要、（4）委託料の見積限度額」に示す項目を基本とし、業務委託料の料率を記載すること。（消費税及び地方消費税を除く。）

⑥会社概要書（様式第 4 号）

⑦業務実績書（様式第 5 号）

⑧財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）（直近の一事業年度分）

⑨登記簿謄本

⑩納税証明書（完納証明書：税の未納や滞納がないことを証明するもの）

※いずれも発行日から 3 か月以内のもの。コピー可

（２）共同企業体で参加の場合は、以下の書類を追加で提出すること。

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

（３）提出部数

原則、正本 1 部、副本 7 部（副本については複写可とする）。詳細は様式第 2 号「企画提案書等届出書」を参照。

（４）提出期限及び方法等

ア 提出期限：令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 5 時 15 分【必着】

イ 提出方法：持参又は郵送による。

※持参による場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出先：

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

綾部市企画総務部企画政策課ふるさと納税担当 大東

TEL：0773-42-4214 FAX：0773-42-4406

e-mail：furusato@city.ayabe.lg.jp

（５）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、綾部市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、同条例の規定に従い、適切に取扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 著作権及び知的財産権の帰属

企画提案書等に含まれる著作権、特許権その他の知的財産権は、以下のとおり取り扱うものとする。

（ア）提案者が独自に作成した内容に関する著作権は、提案者に帰属する。

（イ）企画提案書等に含まれる第三者の著作権・特許権など、日本国の法令に基

づいて保護される権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(ウ) 綾部市は、提案内容を参考に業務を実施する際、提案者の同意を得ずに使用することができるものとする。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が「2 業務概要、(4) 委託料の見積限度額」を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 評価方法等

(1) 評価基準 「13 一次審査及び二次審査の概要」のとおり

(2) 評価方法

一次審査：企画提案書、価格提案書等について、評価基準に基づいて評価する。

二次審査：企画提案書、価格提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間及び場所については、別途通知する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の業務委託料の金額（料率）が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額（料率）も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、以下の基準を満たさない場合は、候補者として選定しない。

【一次審査】総合点が 60 点未満の場合（100 点×60％）

【二次審査】総合点が 120 点未満の場合（200 点×60％）

10 選定

優先交渉権者選定後、二次審査参加者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を綾部市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 優先交渉権者の名称、総合点

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1.1 その他

(1) 企画提案書及び価格提案書の提出

1者につき1提案に限る。

(2) 参加に要する費用

提出書類の作成、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(4) 提出書類の差し替え等

提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(5) 参加辞退届

参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。

(6) 審査結果に対する異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1.2 要領等の配布

(1) 配布方法

綾部市ホームページよりダウンロードもしくは事務局での直接配付

(2) 配布期間

令和8年5月8日（金）から令和8年6月1日（月）まで

ただし、直接配布は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

1.3 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。応募者が6者未満の場合は、一次審査を実施せず、全応募者を二次審査の対象とする。

(2) 審査基準

審査項目・配点

審査項目	審査基準の概要	配 点
業務実施体制 (40点)	会社概要・会社方針	10点
	会社の事業実績	10点
	業務遂行能力	10点
	綾部市への協働・伴走意識	10点
企画提案内容 (60点)	ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針(※必ず目標額の設定と達成に向けたロードマップ及び具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	20点
	返礼品の開拓、開発、管理	10点
	返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集(※必ず具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	10点
	事業者支援(農業生産者や伝統産業分野など小規模事業者へのサポート体制)	10点
	仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案	10点
合 計		100点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

※通知予定日：令和8年6月5日（金）発送

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は全応募者）を二次審査の対象とし、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合

応募者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

(3) 実施日

令和8年6月12日（金）

(4) 時間配分

参加者ごとに40分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（30分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者及び実際に受託業務に従事する担当者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは綾部市で用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (40点)	会社概要・会社方針	10点
	会社の事業実績	10点
	業務遂行能力	10点
	綾部市への協働・伴走意識	10点
企画提案内容 (160点)	ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針 (※必ず目標額の設定と達成に向けたロードマップ及び具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	45点
	返礼品の開拓、開発、管理	30点
	返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集 (※必ず具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	20点
	事業者支援（農業生産者や伝統産業分野など小規模事業者へのサポート体制）	20点
	仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案	30点
	見積金額	15点
合 計		200点

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。またホームページにおいて公表する。

※通知予定日：令和8年6月23日（火）

1.4 契約の締結

(1) 優先交渉権者との契約交渉

「1.3 一次審査及び二次審査の概要」により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容の確定

本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と綾部市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1 5 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「1 3 一次審査及び二次審査の概要」により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 「2 業務概要、(4)」の委託料の見積り限度額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

1 6 問合せ先

本プロポーザルに関する詳細については、「8 応募書類、(4) 提出期限及び方法等、ウ 提出先」までお問い合わせください。

綾部市ふるさと納税事務代行業務仕様書

本仕様書は綾部市（以下「発注者」という。）が、綾部市ふるさと納税事務代行業務を委託するに当たり、必要な基本的事項について定めるものとする。

1. 概要

ふるさと納税の利用拡大を通じた地域産業の活性化を図るため、返礼品の拡充や情報発信の強化、返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援など、ふるさと納税の運営に必要な業務の一部を本市の地域産業等に通じた事業者へ委託するものとする。

2 業務委託期間

（１）基本契約期間

契約日から令和９年３月３１日までとする。

（２）契約更新

令和９年度以降の契約更新等については、本契約に係る事業実績、経費精算結果等を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、改めて決定するものとする。なお、契約更新の判断は、プロポーザルの実施の有無を含め、発注者の方針により決定されるものとする。

3 業務の内容

（１）ふるさと納税事務業務

ふるさと納税事務業務の内容は次のとおりとする。

- ①新たな返礼品の企画開発及び選定補助
- ②広報・プロモーションに関する業務
- ③寄附申込受付及び寄附者情報等の管理
- ④返礼品の受発注管理及び配送管理
- ⑤返礼品提供事業者への支払い業務
- ⑥寄附者等からの問合せ及びクレーム対応等
- ⑦返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援
- ⑧返礼品の品質保持等の管理に関する業務
- ⑨ふるさと納税業務における経費及び情報の管理業務

（２）付随業務

ふるさと納税事務に付随する業務の内容は次のとおりとする。

- ①事業者支援業務
- ②シティプロモーション業務

4 ふるさと納税事務業務の詳細

(1) 新たな返礼品の企画開発及び選定補助

1-1 返礼品企画開発の基本方針

- ・本市の魅力を効果的に発信し、かつ、産業振興に寄与し得る返礼品の企画開発をすること。
- ・返礼品について、特産品等取扱事業者だけでなく、域内でのサービス提供プラン等多様な提案も検討すること。
- ・返礼品の企画開発にあたっては、総務省告示第 179 号に加え、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）その他ふるさと納税関係法令を遵守すること。

1-2 返礼品代金の管理

- ・企画開発された返礼品の調達に要する代金（送料等を含まない）は、当該返礼品に係る寄附額の 30% 以下とすること。
- ・返礼割合は、一定期間における通算で受入額に対する調達経費を 3 割以下にすること。

1-3 地場産品基準への対応

- ・受注者は、返礼品企画時に総務省の示す地場産品基準等の要件を確認し、基準適合の可能性について発注者に報告するものとする。返礼品企画時の基準確認フロー及び返礼品提供事業者との契約時の確認内容を具体的に定めること。ただし、基準適合性の最終判定及び不適合返礼品の取扱停止決定は発注者が行うものとする。
- ・地場産品基準 3 号に関する規制をはじめ、ふるさと納税運用に関する規制等に対し、発注者と協力し必要な対策を講じること。

1-4 ポータルサイトへの掲載

- ・ポータルサイトへの返礼品掲載にあたっては発注者の許可を得ること。
- ・各ポータルサイトの特性を活かした商品登録戦略を実施すること。

1-5 新規返礼品の開拓

- ・未参入事業者への働きかけ戦略を実施し、新規返礼品の開拓を行うこと。
- ・既存返礼品のブラッシュアップを計画的に実施すること。
- ・季節限定品や体験型商品の企画提案を行うこと。

(2) 広報・プロモーションに関する業務

2-1 募集方法の適正性確保

- ・ふるさと納税制度は、寄附者が自らの意思でふるさとやお世話になった地方団体に寄附を行うものであることを踏まえ、寄附者の自主的な選択を阻害するような募集を行わないこと。
- ・第三者に謝金を支払うこと等により、当該第三者に寄附者の勧誘・紹介をさせるような行為は行わないこと。
- ・寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業とする者を通じた募集は行わないこと。

2-2 ポイント等の提供禁止

- ・ポータルサイト運営事業者等により、直接・間接を問わず寄附者に付与されるポイント等（「マイル」、「コイン」等その名称を問わず寄附者に付与される経済的利益）を提供する者を通じた募集は行わないこと。
- ・ふるさと納税に係る寄附に係る決済を対象として追加的に付与されるポイント等については、「通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するもの」に該当しないため、注意すること。
- ・ポイントサイト等を経由してポータルサイトに遷移し寄附を行った際に当該寄附に伴って付与されるポイント等については、寄附に相当程度関連するものであると考えられることから、禁止対象に該当する。

2-3 返礼品等を強調した宣伝広告の禁止

- ・返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告は行わないこと。
新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載する場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合は該当する。
- ・ふるさと納税の使途等を紹介してふるさとへの支援を呼び掛ける目的や、移住・定住を促す目的、あるいはシティープロモーション等の目的で広告を掲載する場合に、付随的に返礼品等の情報を掲載することは許容される。
- ・ポータルサイト運営事業者、中間事業者及び返礼品取扱事業者等が、独自に返礼品等を強調した宣伝広告を行う場合、発注者と契約を行った者及び発注者の返礼品等を取り扱う者が行う宣伝広告に該当するため、発注者においては、自団体の提供する返礼品等が当該事業者等による宣伝広告において強調されていないか確認し、当該事業者等との契約等においてそのような宣伝広告を行わない旨の規定を盛り込むなど、必要な措置を講ずること。

2-4 適切な寄附先選択を阻害する表現の禁止

- ・適切な寄附先の選択を阻害するような表現は行わないこと。

- ・具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」などの表現は使用しないこと。
- ・キャンペーンのような形態で、通常と比較して「必要寄附金額の引下げ」や「個数の増量」を行う旨を併記することも該当する。
- ・新規にポータルサイト等に掲載を開始する返礼品等はもちろんのこと、既に掲載済みの返礼品等についても、確認を行うこと。
- ・地方団体の公式 HP 等において、当該地方団体が直接これらの表現を用いた情報提供を行う場合のほか、地方団体が、民間事業者と契約し、ポータルサイトにおいてこれらの表現を用いた情報提供を行わせる場合も、告示第 2 条第 1 号ニの「情報提供」に該当するため、当該ポータルサイト上における表現についても、地方団体が確認すること。

2-5 PR 戦略の実施

- ・各種媒体を活用した効果的な PR を実施すること。
- ・事業展開するふるさと納税ポータルサイト上において、寄附者に対し効果的に
- ・PR できるよう内容の提案及び編集等を行うこと。

2-6 市の PR

- ・記事制作、動画、SNS 活用等により、綾部市の魅力を効果的に発信すること。

2-7 マーケティング・広告運用

- ・ターゲット層の選定、Web 広告、季節ごとのキャンペーン展開など、戦略的な露出拡大策を実施すること。

2-8 関係人口の創出

- ・リピーター対策、寄附者への継続的な情報提供、お礼状の工夫、イベント招待など、継続的な繋がりを作るアイデアを実施すること。

(3) 寄附申込受付及び寄附者情報等の管理

3-1 ポータルサイトの運用

- ・寄附申込受付をするふるさと納税ポータルサイトはふるさとチョイス（パートナーサイト含む）・楽天ふるさと納税・ふるなび・まいふる・ふるラボ・Amazon ふるさと納税とすること。ただし契約期間中に発注者がサイトの変更をする場合は、別途通知する。
- ・各サイトの特性を活かした商品登録、在庫管理、ページ更新の具体的手法を実施すること。

3-2 寄附情報管理システムの利用

- ・寄附情報管理にあたっては、発注者の指定するシステムを利用すること。

3-3 管理する情報項目

① 寄附金に関すること

寄附者氏名、寄附者住所（郵便番号含む）、寄附者連絡先、受領証明書送付先住所、返礼品発送先住所、寄附年月日、寄附金額、寄附金の使途、決済種別、決済日 など

② 返礼品に関すること

希望する返礼品、発注日、発送日、納品日、返礼品費用、返礼品在庫状況、当該返礼品提供事業者情報 など

③ その他

上記の管理情報は、発注者が適宜確認できるようにすること。

3-4 個人情報保護

- ・本業務に関し取得した個人情報については適切に管理し、本業務の遂行のみに使用し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。
- ・当該秘密保持に関しては本契約が終了したあとも継続し、記録媒体においては発注者の指示に従い、廃棄又は返却すること。
- ・本業務において、寄附者のマイナンバー及びクレジットカード情報等を取得してはならない。

3-5 寄附金の計上

- ・指定制度下においては、法人からの寄附金を除外し、ふるさと納税として認められる寄附金のみを計上すること。

（４）返礼品の受発注管理及び配送管理

4-1 返礼品の発注

- ・寄附者から返礼品の申込があった場合、適切に返礼品提供事業者へ発注を行うこと。
- ・ふるさと納税ポータルサイトを經由せず、発注者に直接寄附申込があった場合などは、発注者から寄附金の入金を確認後、受注者に希望する返礼品に関する連絡をする。その際には、受注者は指定された返礼品の発注等を行うこと。

4-2 在庫管理

- ・各返礼品の在庫管理を行うこと。

- ・在庫切れが生じた際は、速やかに発注者へ報告及び当該返礼品の申込の受付を終了させること。
- ・当該返礼品を再度供給できるようになった場合は同様に発注者へ連絡し、申込の受付を再開させること。

4-3 配送管理

- ・返礼品の配送状況を適宜確認し、発注後に相当期間、配送完了が確認できないものに対しては、当該返礼品事業者及び配送事業者の確認を行い、適切に対応すること。

(5) 返礼品提供事業者への支払い業務

5-1 支払い業務

- ・返礼品提供事業者に対し、返礼品に係る代金及び送料の精算・支払いを行うこと。

5-2 問合せ対応

- ・代金の精算・支払いに係る返礼品提供事業者からの問合せに対応すること。

(6) 寄附者等からの問合せ及びクレーム対応等

6-1 問合せ対応体制

- ・寄附者等からの問合せ等に対応するための体制を整備すること。
対応時間（営業時間、休業日等）、対応手段（電話、メール、チャット等）を明記すること。

6-2 問合せ記録

- ・問合わせ等の内容及びその対応等については随時記録し、発注者が求めた場合は提供すること。

6-3 発注者との協議

- ・問合せ等への対応について、即時判断が難しい場合は、必要に応じて発注者と協議し、適切に対応すること。

(7) 返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援

7-1 事業者からの問合せ対応

- ・返礼品提供事業者からの各種問合せに対応すること。
- ・即時判断が難しい場合は、必要に応じて発注者と協議し、適切に対応すること。

7-2 事業者への伴走支援

- ・商品写真の撮影支援、ライティング支援、受注管理システムの導入支援など、事業者の負担を軽減し意欲を高める手法を実施すること。
- ・事業者への説明会、勉強会を開催し、ふるさと納税制度に対する事業者のリテラシーを高める施策を実施すること。

7-3 ポータルサイト掲載時の支援

- ・返礼品情報をふるさと納税ポータルサイトへ掲載する際は、返礼品提供事業者の負担軽減策を講じ、当該返礼品に関する情報提供を受けること。

7-4 返礼品開発時の協議

- ・返礼品の開発等に当たっては、返礼品提供事業者等と十分な協議を行い、相互が納得した上で発注者に提案すること。

7-5 配送・梱包の確認

- ・返礼品の発送状況や梱包状況等を適宜確認し、必要に応じ助言を行うこと。

(8) 返礼品の品質保持等の管理に関する業務

8-1 品質管理体制

- ・返礼品は、総務省の示す地場産品基準等の要件を逸脱することのないよう返礼品提供事業者と契約を締結のうえ管理すること。
- ・契約に伴う書類又はデータについては委託期間終了まで保存しなければならない。

8-2 食品返礼品取扱事業者による産地名の適正な表示の確保

- ・食品返礼品取扱事業者との契約に際しては、当該事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、過去の取引実績などを踏まえ、審査を厳正に行うこと。
- ・食品返礼品取扱事業者との契約後も、当該契約に基づく産地名の適正な表示を確保するため、定期的に事業者に対し必要な調査・確認などを行うこと。
- ・特に、食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合（過去の取引実績を大幅に超過するなど）には、速やかに発注者に報告し、発注者と協議の上、実地調査等の必要な対応を行うこと。
- ・綾部市と食品返礼品取扱事業者との契約においては、以下の内容に留意し、綾部市と事業者とが締結する契約の仲介を行うこと。

①事業者が食品返礼品の産地名を適正に表示する旨の規定

- ② 地方団体が必要と認めるときは、事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定及び事業者が当該調査に応じる義務に係る規定
- ③ 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をする義務に係る規定
- ④ 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応に係る規定や契約不履行時の違約金及び損害賠償に係る規定

8-3 要件逸脱時の対応

- ・ 上記の要件に適合しなくなつたと認める場合又はそのことが疑われる場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、取扱いの停止・実地調査に向けた調整を行うこと。
- ・ 本市との協議の結果、当該要件に適合しなくなつたと認める場合は、取扱終了に伴う必要な作業を行うこと。

5 付随業務の詳細

（１）事業者支援業務

- ・ ふるさと納税における支援だけでなく、販路拡大の一助となるよう、以下のような支援を行うこと。

例：事業者支援の勉強会・セミナー開催、地場産品 PR のための写真撮影や SNS 情報発信の支援、地場産品 PR のための EC サイト出品支援、ふるさと納税以外の商品開発・販売促進支援ほか

（２）シティプロモーション業務

- ・ ふるさと納税にとどまらず、以下のような手段で綾部市の魅力を効果的に P R すること。

例：シティプロモーションにつながる情報発信・SNS 運用・イベント出演・情報収集業務ほか

6 経費負担

（１）経費率の上限

寄附額に対する単価契約とし、受注者が受け付けた寄附の受領時期に応じ、当該期間で要する対象経費の合計が次の各号に掲げる割合を超えないものとする。

- ① 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までに受け付けた寄附
→ 寄附金額の 50.0% 以下

②令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに受け付けた寄附

→寄附金額の 47.5%以下

(注記：本契約が令和 8 年 9 月 30 日以前に終了する場合、当該期間に受け付けた寄附については、上記①の 50.0%以下の経費率を適用する。)

(2) 対象経費

対象経費は以下の通りとし、その合計額は前項に定める期間ごとの上限割合(50.0%または 47.5%)以下とすること。

- ・返礼品代金（寄附金額の 30%以下。なお、経費精査において端数処理等に留意すること）
- ・事務代行手数料
- ・ポータルサイト利用料
- ・返礼品送料
- ・クレジットカード決済手数料等

また、業務委託料は寄附金額の 9 %（消費税及び地方消費税を除く。）以下とすること。

(3) 経費精算

受注者が本契約期間中に受け付けた寄附に係る経費については、本契約終了日までに全て精算するものとする。

7 権利の帰属等

(1) 成果物及びデータの権利帰属

本業務の遂行に伴い、ふるさと納税ポータルサイト上に掲載される一切の成果物（寄附者向けの紹介文言、返礼品画像、動画、バナーデザイン、特集ページの構成等）及び、発注者の指定する寄附情報管理システムに入力・生成された寄附者データ、返礼品受注データ、配送管理データ等の一切の知的財産権及び管理権限は、発注者に帰属するものとする。

受注者は、本業務の遂行により作成・生成された全ての成果物及びデータについて、発注者への著作権者人格権の行使を放棄するものとする。

(2) 第三者権利の処理

受注者は、前項のデータ管理及びシステム利用にあたり、第三者の著作権又は知的財産権を侵害しないよう適切な権利処理を行うものとし、万が一、第三者から権利侵害等の指摘を受けた場合は、受注者の責任と費用負担においてこれを解決しなければならない。

（３）契約終了後の継続利用

契約期間終了後、発注者が管理事業者又は配送システムを変更する場合であっても、発注者は受注者により作成された全コンテンツ及び蓄積された全データを無償かつ無制限に継続利用できるものとし、受注者はこれに対し著作権人格権又はその他の権利を行使しないものとする。

（４）受注者の独自資産の取扱い

受注者が本業務以前より保有する独自の写真素材、特定のシステムプログラム構造、固有のノウハウ等の知的財産権は受注者に留保される。ただし、受注者は発注者に対し、当該独自の素材等が本業務の成果物の一部を構成する場合、ふるさと納税運営に必要な範囲で、当該権利を無償で利用（複製、改変、再利用を含む）することを許諾するものとする。

なお、受注者は本業務において発注者の資金により開発・生成されたシステム上の設定値や独自データ構造については、発注者の財産として扱い、発注者の許可を得ることなく、他市町村への流用を禁止するものとする。

８ 再委託の制限

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、再委託を行う場合、受注者は再委託先に対して本仕様書第７項（権利の帰属等）の内容を遵守させるものとし、発注者への権利帰属及び秘密保持について、書面により確認するものとする。

９ 損害賠償

受注者は、本業務の遂行にあたり、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

１０ 協議及び疑義の決定

円滑な事業の推進のために、発注者及び受注者は適宜打合せを行うこと。また、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、必要に応じて両者誠意をもってこれを協議し、定めるものとする。

１１ 法令遵守

受注者は、本業務の遂行にあたり、総務省告示第 179 号、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部

を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 44 号）及び令和 8 年総務省告示第 145 号並びに総務省通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A」（令和 8 年総税市第 33 号）を遵守するものとする。なお、令和 8 年 10 月 1 日以降は、同通知の別紙 2 の基準が適用されることに留意すること。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

綾部市長 四 方 源太郎 様

(提出者) 住所

会社名

代表者名

印

参加表明書

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先) 会社・部署名 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

メールアドレス :

(様式第 2 号)

企画提案書等届出書

令和 8 年 月 日

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザル選定について、企画提案書等を提出します。

記

	提出書類	提出部数
①	参加表明書（様式第 1 号）	正本 1
②	企画提案書等届出書（様式第 2 号）	正本 1
③	業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第 3 号）	正本 1 ・ 副本 7
④	企画提案書	正本 1 ・ 副本 7
⑤	価格提案書	正本 1 ・ 副本 7
⑥	会社概要書（様式第 4 号）	正本 1 ・ 副本 7
⑦	業務実績書（様式第 5 号）	正本 1 ・ 副本 7
⑧	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）	正本 1
⑨	登記簿謄本	正本 1
⑩	納税証明書（完納証明書）	正本 1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第3号)

業務を行う者の資格、経歴及び実績書

商号又は名称 _____

役割	配置予定者	主な実務実績 (発注者、業務名、契約期間、契約金額、担当業務)	今回担当する業務	現在手持ちの 他業務内容・件数
総括 管理者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主 任 担 当 者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主 任 担 当 者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			

※主な実務実績には、ふるさと納税事務代行業務等に関わる業務実績を記入してください。

※表が不足する場合は適宜追加してください。

(様式第4号)

会社概要書

令和8年4月1日現在

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	F A X 番号
設立年月日	
貸借対照表総資本額	
損益計算書税引前当期利益	
常勤職員の数	役員 人 社員 人（うち常 勤 人、非常勤 人） （うち技術者 人） その他 人 合 計 人
主たる業務内容	
本業務に係る部署名	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	F A X 番号
その他特記すべき事項	

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※賃借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第 5 号)

業務実績書

商号又は名称

発注者	委託業務名	業務内容	契約期間	契約金額 (税込)

※過去 3 年以内 (令和 5 年 4 月 1 日以降) において、地方公共団体における同種・類似の事業に関する業務の履行実績を記載してください。

(様式第 6 号)

令和 8 年 月 日

住所
商号又は名称
担当者所属・氏名
電話番号
E - m a i l

質問書

質 問 事 項	質 問 内 容

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各社 1 回とします。

※質問書は、令和 8 年 5 月 1 8 日（月）午後 5 時（必着）までに提出してください。

※提出方法は、電子メールでのみ受付けします。

※原則として、電話及び口頭による質問は受付けません。

綾部市公告第 6 0 号

第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は企画提案書等を提出してください。

令和 8 年 5 月 1 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

本市の第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画策定支援業務に関する 公募型プロポーザル 実施要領

1 事業の趣旨・目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び、児童福祉法第33条の20に基づき令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

2 募集概要

- (1) 業務名 第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別添1「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 委託上限額 3, 575, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 綾部市税・国税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉部障害者支援課

電話 0773-42-4318

FAX 0773-42-8953

メールアドレス shogaishashien@city.ayabe.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8年5月15日（金）～令和8年6月15日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、綾部市ホームページ

(https://www.city.ayabe.lg.jp/soshiki/4-2-0-0-0_13.html) からダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和8年5月15日（金）～令和8年6月15日（月）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年5月22日（金）午後5時必着

- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4の（1）に提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「第8期綾部市障害福祉計画及び第4期綾部市障害児福祉計画策定支援業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答日時：令和8年5月26日（火）

- (5) 回答方法：質問への回答は綾部市ホームページに掲載し、個別には回答はしない。

6 応募書類

- (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1のとおり）

イ 企画提案書

ウ 価格提案書（見積書）

エ 綾部市税の滞納がないことを証明するもの

オ 国税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可

カ 共同企業体で参加の場合

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3か月以内のもの。コピー可

（イ）法人定款

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

※留意事項については、「提出書類等一覧及び留意事項」を参考にしてください

（2）企画提案書の記載方法

企画提案仕様書（別添1）のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

（1）評価基準

別添2「評価基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーションを実施する。

（3）開催日時：令和8年7月6日（月）午後2時開始（予定）

（4）開催場所：綾部市役所 ※詳細については、別途通知する。

（5）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて

評価する。

(6) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(5)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を綾部市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と綾部市との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、綾部市会計規則第99条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 応募者が遠方であるなど、やむを得ない理由があるときはZoomによるプレゼンテーション及び

ヒアリングを行う。

第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務 企画提案仕様書

1 業務名

第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条及び、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

なお、本計画は、「第 6 次綾部市総合計画後期基本計画」及び「第 5 次綾部市地域福祉計画」との整合性に留意して策定するものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 委託業務内容

主な委託業務は、次のとおりとする。ただし、この他必要と認められる事項については、委託者と受託者とが協議するものとする。

（1）情報収集及び情報提供

国及び府の障害福祉制度や関係施策の動向把握と課題について、情報収集及び情報提供を行うこと。また、必要に応じ先進事例の情報収集を行い、情報提供を行うこと。

（2）現行計画関連施策の検証及び次期計画における施策提案

① 第 7 期綾部市障害福祉計画及び第 3 期綾部市障害児福祉計画の進捗状況等の現状把握を行うとともに、市が令和元年度に実施した「綾部市障害者計画等見直しに係るアンケート調査」の集計結果や自立支援協議会委員等から意見聴取した「計画策定に係るご意見等記載用紙」、国が定める指針等をふまえ、現行の障害福祉施策の検証及び課題事項の整理を行う。

② 「綾部市障害者計画等見直しに係るアンケート調査」の結果等から読み取れる障害種別ごとの課題、ニーズや現行計画期間中の施策の実績、課題をふまえ、

次期計画における施策への提案を行う。

- ③ 計画期間における障害（児）福祉サービスの利用者数、見込量等の推計を行う。

（３）計画案策定

各種分析結果、推計等に基づき、府、市の各種関係計画との整合性を図り、第８期綾部市障害福祉計画案及び第４期綾部市障害児福祉計画案を策定する。

（４）パブリックコメント支援

ホームページ掲載原稿の作成及び寄せられた意見の整理、集約等、必要な支援を行う。

（５）会議開催等支援

計画策定に係る綾部市障害者地域自立支援協議会（策定委員会含む）における資料作成並びに会議への出席（３回程度）及び議事録の作成等、会議開催に係る業務の支援を行う。

５ 成果品とりまとめ

＜ 成果品 ＞

- ① 計画書 A4 判、本文 30 項、単色.上質紙（表紙） 200 部
- ② 上記計画書等原稿、各種作成電子データ 1 式
- ③ 議事録電子データ及び紙媒体 各 1 部

６ その他留意事項

- （１）受託者は、本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とすること。また計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、委託者の確認を受けること。
- （２）受託者選定後、委託者と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うものとする。
- （３）本業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- （４）受託者は、個人情報保護に関する法令及び綾部市個人情報保護条例、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- （５）本業務で得られた成果品、使用した資料等に係るすべての権利については、全て委託者に帰属するものとする。

- (6) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本基本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

別添 2

評価項目	評価内容			配点	
全体の評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5 点	10点	
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5 点		
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。		5点	
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。		5点	
提案項目①	本市の実態把握及び 検証に係る手法	提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。		5点	
		利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。		5点	
		事業者が有する障害福祉に関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。		5点	
提案項目②	障害福祉サービス等の 必要な量における推計 値（見込量）の算定及 び次期計画期間におけ る施策の提案	提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。		5点	
		利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。		5点	
		事業者が有する障害福祉に関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。		5点	
提案項目③	計画策定支援の方法 及び具体的内容	提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。		5点	
		利用者ニーズを把握し、事業内容に的確に反映させていくための方法について、提案がなされているか。		5点	
		事業者が有する障害福祉に関する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか。		5点	
小計				65点	
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5点	10点	
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了にいたるまでに過程が明確に説明されているか。	5点		
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。		5点	
市内企業	綾部市内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。		市内に本店がある	5点	5点
			市内に支店、営業所がある	3点	
			上記以外	1点	
価格点	満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）			15点	
小計				35点	
合計				100点	

【配点基準】

優れている	5 点
標準	3 点
劣っている	1 点

別記

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。また、受注者は、この契約による事務開始前に別途定める「個人情報の取扱いに関する確認書」を発注者に提出しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(基本的事項)

第3条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第9条 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(作業責任者等の届出)

第10条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第11条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(個人情報の管理)

第12条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(運搬)

第13条 受注者は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、毀損及び滅失を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(受渡し)

第14条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、本委託業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。
- 6 受注者がこの契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、返還する資料等（資料名称や個人情報の項目、媒体名、数量等の内容がわかるもの）の明細とともに引き渡しを行うとともに、複製された資料等がないことを証する書面をあわせて発注者に提出しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第16条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第17条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第18条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第19条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は実地調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第20条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員、その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示)

第21条 発注者は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者は、その指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第22条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれのあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第23条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第24条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(特定個人情報の取扱い)

第25条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、特記仕様書第2条から前条までの規定を適用する。

様式 1

令和 年 月 日

綾部市長 四 方 源太郎 様

(提出者) 住所

会社名

代表者名

印

参加表明書

第 8 期綾部市障害福祉計画及び第 4 期綾部市障害児福祉計画策定支援業委託に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先) 会社・部課名：

氏 名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

留意事項

提出書類等一覧及び留意事項

共 通

	提 出 書 類	提出部数	留 意 事 項 な ど
ア	参加表明書【様式 1】	正本 1	○必ず代表者印押印のこと
イ	企画提案書 様式任意	正本 1 副本 5	○企画提案仕様書及び別紙評価基準の項目に基づいた基本的な考え方や具体的な実施方法、実施体制等を記載すること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること ○各工程における本市と受託者の業務分担についても、できるだけ詳細に提案すること
ウ	価格提案書 様式任意	正本 1 副本 5	○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと
エ	綾部市税の滞納がないことを証明するもの	正本 1	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの（本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ） ○発行日から 3 か月以内のもの。コピー可
オ	国税の納税証明	正本 1	○発行日から 3 か月以内のもの。コピー可

カ、共同企業体で参加の場合、以下の書類を添付のこと。

	提 出 書 類	提出部数	記 載 事 項 、 留 意 事 項 な ど
(ア)	共同企業体届出書 様式任意	正本 1	
(イ)	共同企業体協定書 様式任意	正本 1	
(ウ)	委任状 様式任意	正本 1	
(エ)	使用印鑑届	正本 1	○発行日から 3 か月以内のもの

留意事項

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

	提 出 書 類	提出部数	記 載 事 項 、 留 意 事 項 な ど
(ア)	法人登記簿謄本	正本 1	○発行日から 3 か月以内のもの。コピー可
(イ)	法人定款	正本 1	

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

	提 出 書 類	提出部数	記 載 事 項 、 留 意 事 項 な ど
(ア)	団体の規約	正本 1	
(イ)	役員一覧	正本 1	

綾部市公告第 6 1 号

中学校空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 8 年 5 月 1 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 1 1 号
- (2) 工 事 名 中学校空調設備改修工事
- (3) 工事場所 綾部市宮代町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 空調機更新 4 室
- (5) 予定工期 令和 8 年 6 月 1 6 日から
令和 8 年 9 月 1 3 日まで（9 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとしします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間に於いて、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ） 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別

記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年５月１８日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年５月２１日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年５月２２日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で５月２１日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年５月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年５月２８日（木）から

令和８年５月２９日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年６月２日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和8年6月8日(月) 午前9時から午後6時まで

令和8年6月9日(火) 午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出6月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月9日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年6月10日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事(N o . 6)」の算出式を適用とします。

13 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第 5 0 8 1 1 号 中学校空調設備改修工事	1	本案件
第 5 0 8 1 2 号 小学校空調設備改修工事	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 － 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 － 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 － 4 2 － 4 2 7 6 (直通)

F A X 番号 0 7 7 3 － 4 2 － 4 4 0 6 (代表)

E - m a i l kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

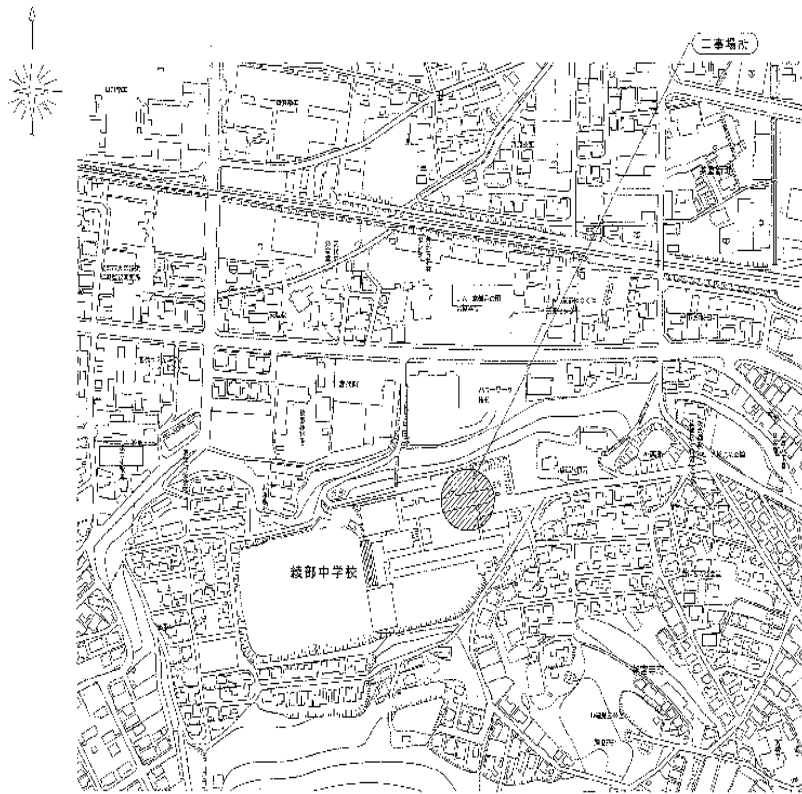
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取り図 1/4,000

綾部市公告第62号

小学校空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和8年5月18日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 12号
- (2) 工 事 名 小学校空調設備改修工事
- (3) 工事場所 綾部市上野町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 綾部小学校
 空調機更新 4室
 吉美小学校
 空調機更新 2室
 空調機新設 1室
- (5) 予定工期 令和8年 6月16日から
 令和8年 9月13日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。
 なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札

希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和8年5月18日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年5月21日（木）午前9時から午後6時まで

令和8年5月22日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月21日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年5月28日（木）から

令和8年5月29日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和8年6月2日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。
なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和8年6月8日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年6月9日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月9日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和8年6月10日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第508 11号 中学校空調設備改修工事	1	
第508 12号 小学校空調設備改修工事	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

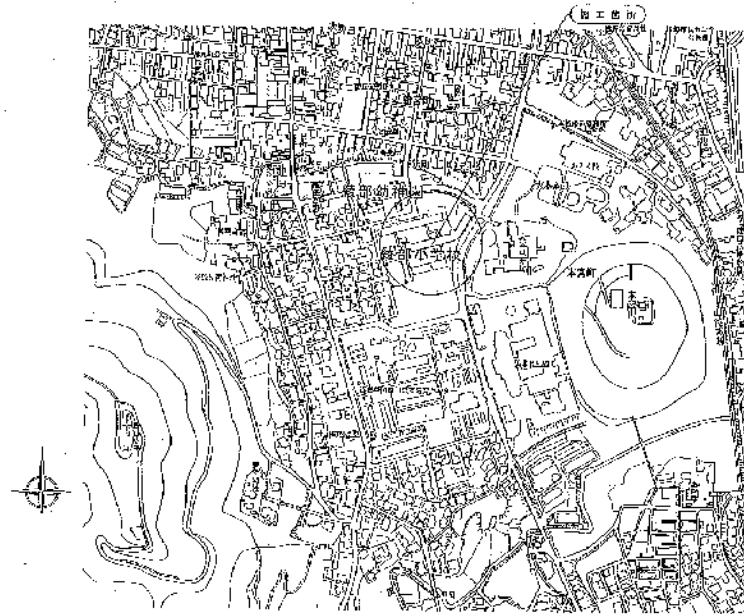
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

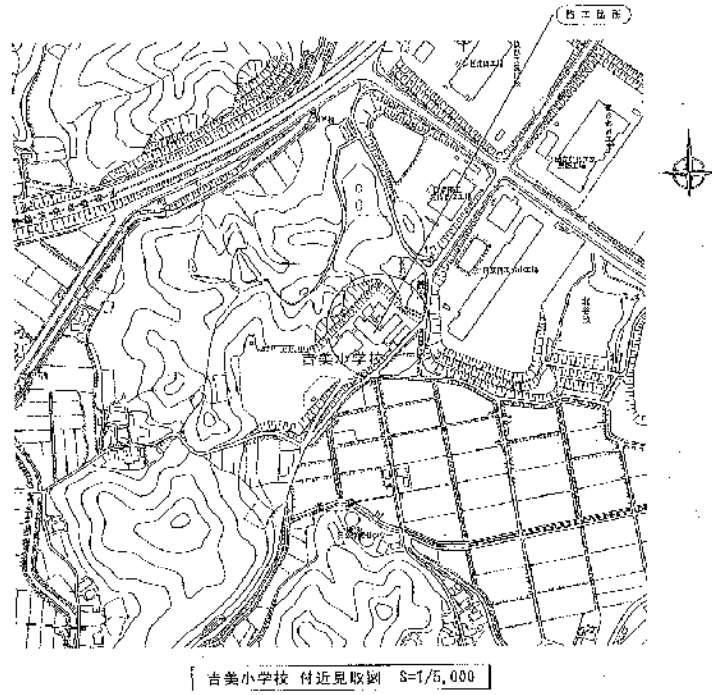
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部小学校 付近見取図 S=1/5,000



綾部市公告第63号

浄化槽設置工事その1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和8年5月18日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 14号
- (2) 工 事 名 浄化槽設置工事その1
- (3) 工事場所 綾部市豊里町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置
 5人槽コンパクト型 2基
 7人槽コンパクト型 1基
 10人槽コンパクト型 1基
- (5) 予定工期 令和8年 6月16日から
 令和8年10月23日まで（130日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年5月18日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年5月21日(木)午前9時から午後6時まで

令和8年5月22日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月21日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年5月28日(木)から

令和8年5月29日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年6月2日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。

なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和8年6月8日(月) 午前9時から午後6時まで
令和8年6月9日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月9日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年6月10日(水) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等(No. 1)」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

F A X 番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E - m a i l kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

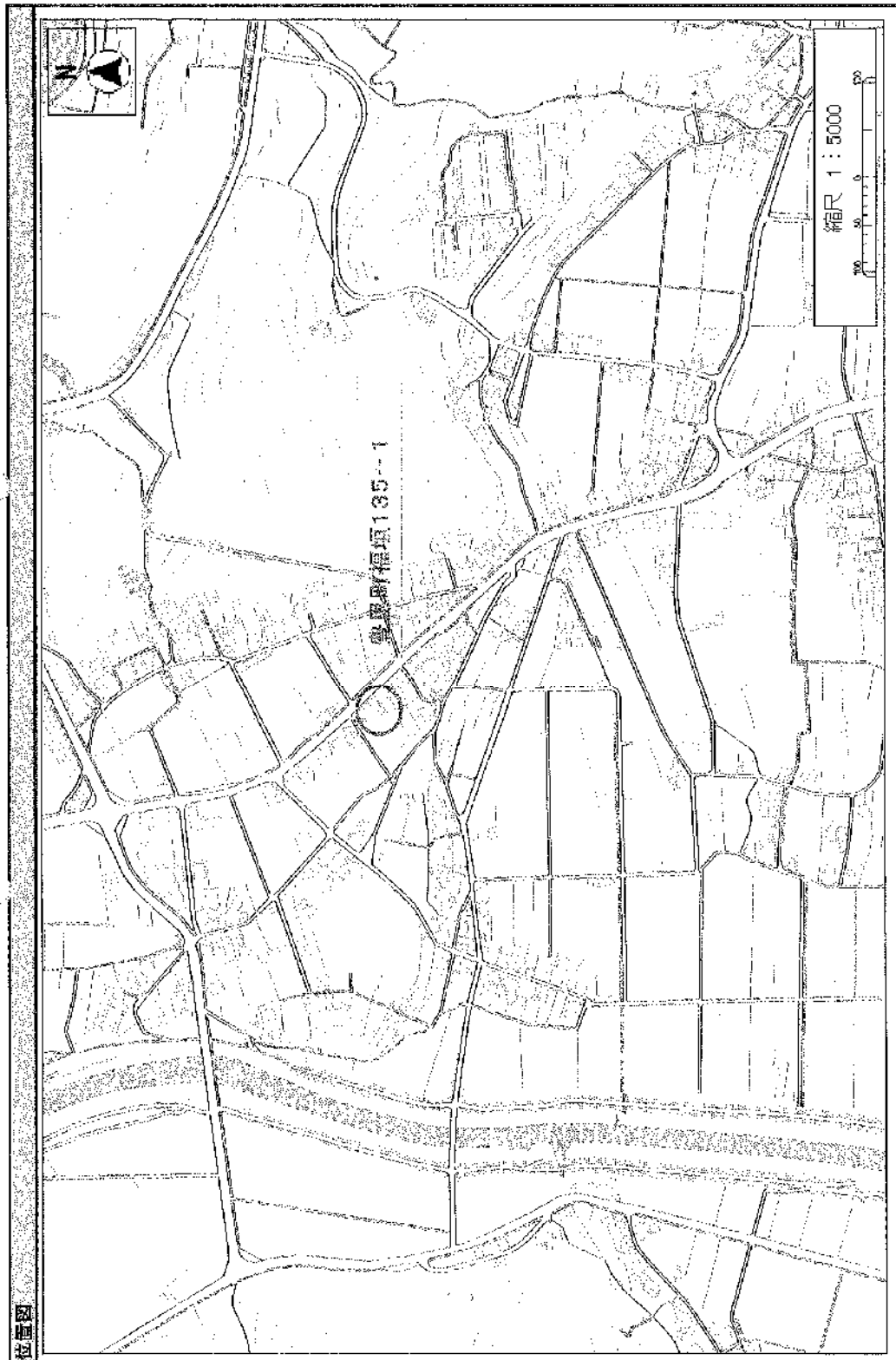
2) 主任技術者

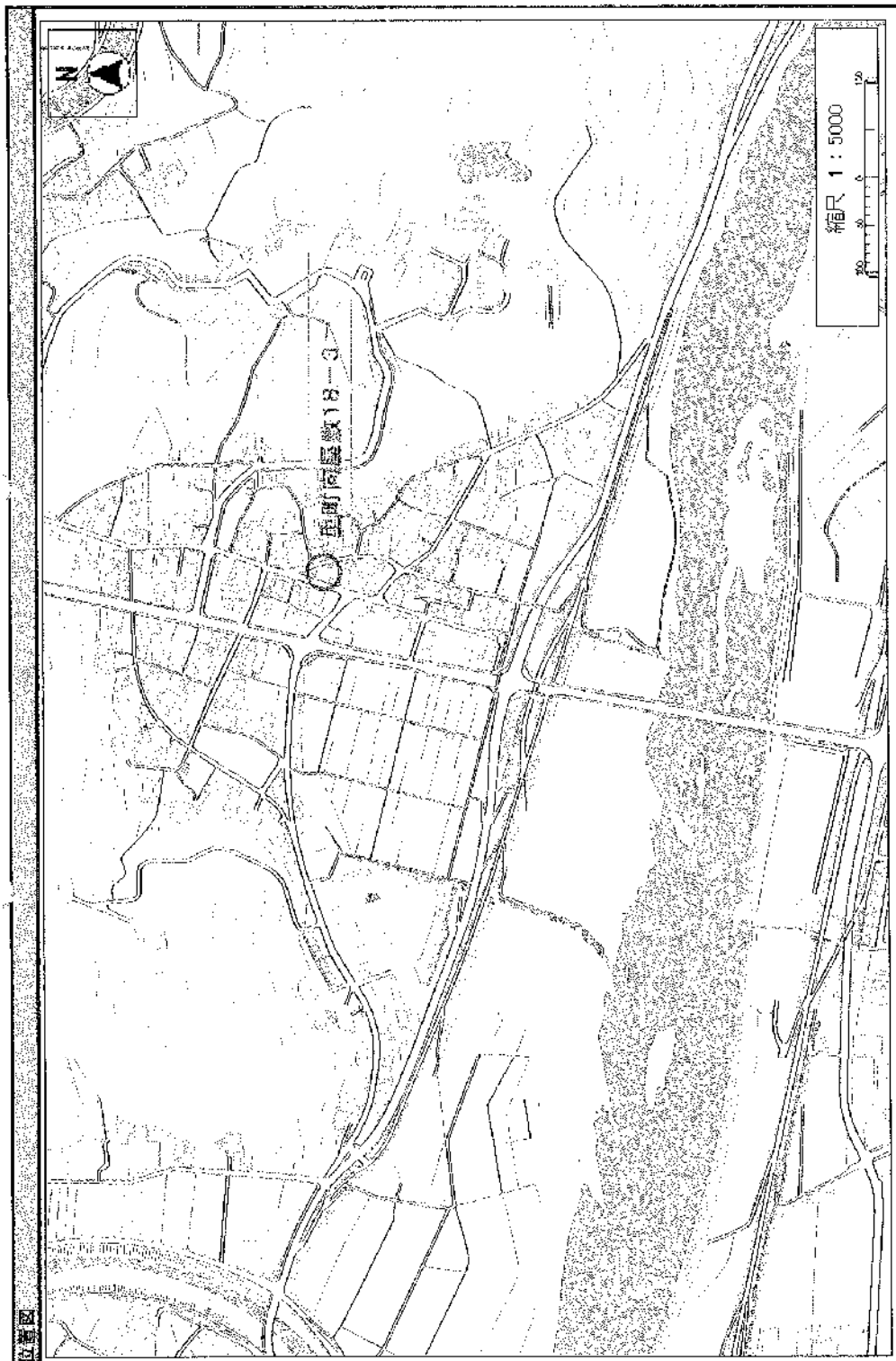
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

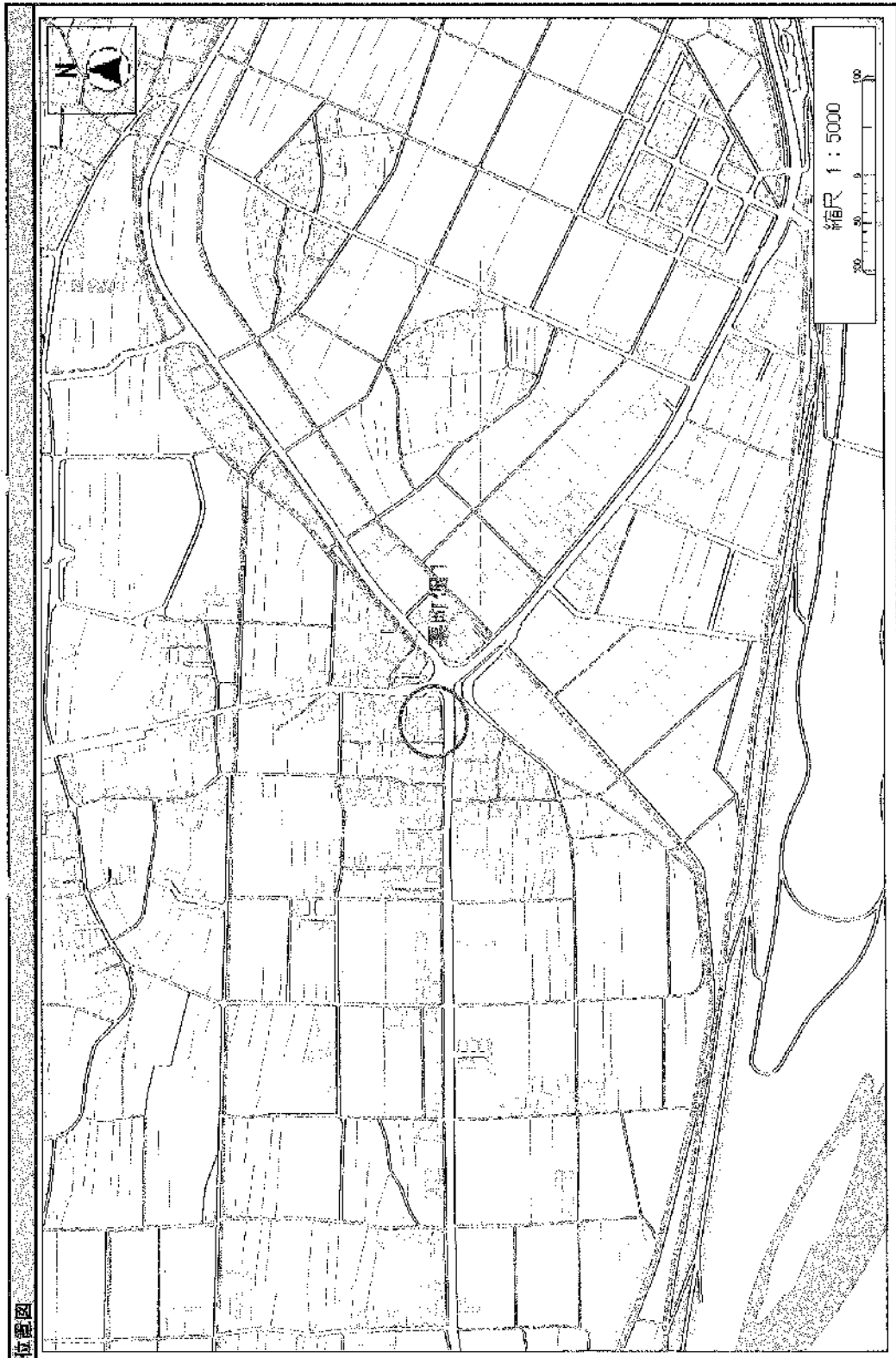
3) 現場代理人

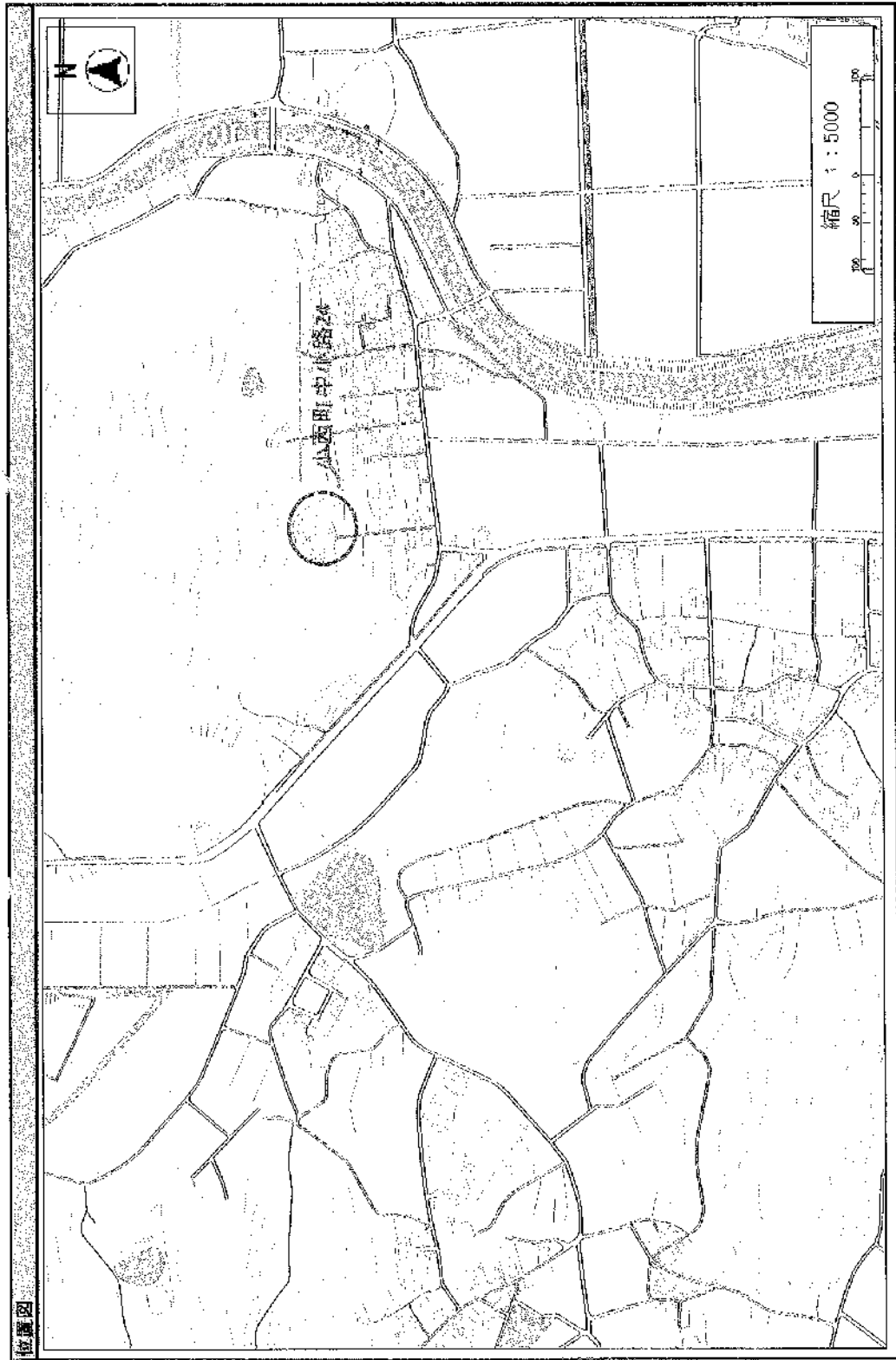
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。









綾部市公告第 6 4 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下揭示済)

綾部市公告第 6 5 号

住民基本台帳法第 3 4 条第 2 項の規定に基づく調査により、住民基本台帳法施行令第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者の住民票を職権によって消除したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下揭示済)

綾部市公告第 6 6 号

綾部市立病院東館真空式温水ヒータ更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせします。入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 8 年 6 月 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 1 9 号
- (2) 工 事 名 綾部市立病院東館真空式温水ヒータ更新工事
- (3) 工事場所 綾部市青野町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 真空式温水ヒータ更新 一式
- (5) 予定工期 令和 8 年 6 月 3 0 日から
令和 8 年 1 0 月 2 7 日まで（1 2 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で管工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 管工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでの「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部

市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和8年6月1日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年6月4日（木）午前9時から午後6時まで

令和8年6月5日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月4日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年6月11日（木）から

令和8年6月12日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年6月16日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年6月22日(月) 午前9時から午後6時まで
令和8年6月23日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年6月24日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事(No. 6)」の算出式を適用とします。

13 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

F A X 番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E - m a i l kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名)	手 持 工 事	(工 事 名)
		(請負金額)		(請負金額)
		(役 職 名)		(役 職 名)
		(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 管工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



附近見取図 8-1/5,000

綾部市教育委員会告示第 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 8 年度第 2 回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 21 日

綾部市教育委員会

教育長 小 林 治

- 1 日 時 令和 8 年 5 月 25 日（月）午前 10 時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
議第 13 号 令和 8 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）について
議第 14 号 専決処分事項の報告について

綾部市選挙管理委員会告示第 7 5 号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 5 0 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

5 1 8 人

綾部市選挙管理委員会告示第 7 6 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8, 6 2 7 人

綾部市選挙管理委員会告示第 7 7 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 3 1 4 人